様式第２号（第４関係）

長野県と〇〇株式会社との◇◇に関する協定書

　長野県（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり◇◇に関する協定書（以下「本協定書」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定書は、（「企画書に記載の目的」）を図ることを目的とする。

（取組事項）

第２条　甲及び乙は、本協定書の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組む。

（「企画書に記載の取組事項」）に関すること

（役割分担）

第３条　甲及び乙が連携して取り組む上での役割分担は、以下のとおりとする。

　甲：

　乙：

（協定書の始期及び終期）

第４条　本協定書の始期及び終期は以下のとおりとする。

　始期：令和　　年　　月　　日

　終期：令和　　年　　月　　日

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、本協定書の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定書の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（免責に関する事項）

第６条　甲及び乙は、第２条に定める取組事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、第１条の目的が達成されない場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

（協定書の解除）

第７条　甲又は乙のいずれかが本協定書の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の１か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定書を解除できるものとする。この場合、甲又は乙は、相手方に対して、本協定書の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできないものとする。

（協定書の見直し）

第８条　甲又は乙のいずれかが、本協定書の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

（疑義の決定）

第９条　本協定書に定めのない事項又は本協定書の条項の解釈につき疑義等が生じたときは、甲乙協議の上、これを取り決めるものとする。

　本協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その１通を保有する。

令和　年　月　日

甲　長野県長野市大字南長野字幅下６９２の２

長野県　　部長

（署名）

乙 〔住所〕

〇〇株式会社

 　　部長

（署名）